森田優

らしめた客觀的の情勢に就いては、 するの餘儀なきに至り、此の點に於いても自由主義國家は又全體主義國家に立ち遅れる結果となつたのである。 顯著な效果が果して何時まで續くだらうかと云ふことは、各國が興味を以て、或る場合にはその破綻をすら豫期して 利が早かつたが、之を科學的に組織して最も急速に效果を擧げたのは獨逸であつた。而して獨逸の人口政策が示した に實行された。抑々今日人口政策を最も重視してゐるのは、獨、伊、蘇等の全體主義國家であつて、時間的には伊太 を許さざるに至らしめ、最近に至つて英、佛、米等何れも相前後して人口政策の强化を決意し、或はその準備に着手 注視してゐたところであつたが、四圍の情勢は自由主義の諸國家をしても、人口政策に對して晏如自由放任に委する 全體主義國家、特に獨逸が何故に人口政策を强度に遂行しなければならなかつたかと云ふことの理由、之を必然な 一九三三年春、ナチスが獨逸の政權を獲得するや、人口政策は重要國策の一としてとりあげられ、時を移さず强力 既に屢々述べられた所であり(例へば、阿部源一、「ナチスの人口政策の出發點」。上田

209

I,

ナチス人口政策の五ヶ年

橋 論論 裳 第四卷 第三時

過したが、その間にそれ等の政策がどの程度まで奏效したかを吟味することである。ナチス政府は此の人口政策遂行 昭和十三年)、今之を繰返す煩を避け度いと思ふ。本稿の目的は、ナチスの人口政策が實施されて以來旣に六ケ年を經 亦他の機會に簡單な一文を草したことがあるから(拙稿、「ドイツの人口問題と人口政策」。統計學雜誌、第六二五、六二六號、 貞灰郎博士編、日本人口問題研究、第二輯所載。南亮三郎、「新ドイツの人口政策とその效果」。商學討究、第十三册上。等)、私も 初に簡單に摘記するとととする。 た計算的吟味の若干である。ナチス人口政策の具體的內容の紹介は本稿の目的外であるが、順序としてその一斑を最 六年度迄、一部分は三七年度迄發表されてゐる。以下はそれ等の資料の中、私の手許で使用し得る限りのものに基い の基礎資料を得るために、人口統計の調査方法に廣範な改革を行はしめたのであるが、その調査の結果が目下一九三

_

Gewohnheitsverbrecher u. über Massregeln der Sicherung u. Besserung. 一九三三年十一月)。又一九三五年十月の 居り、常習犯罪者に對しても同様に斷種を實行し得ることになつてゐる(常習犯罪者取締法、Gesetz gegen gefährliche 疾病遺傳豫防法(Gesetz zur Verhütung erbkranken Nachwuchses)が一九三三年七月に制定されて現に實施されて が極めて高く評價され、相當强度に實行されてゐる。卽ち遺傳的疾患の保有者に對して斷種法を行ふことを規定した 遺傳的健康保護法(或は結婚保護法、Gesetz zum Schutze der Erbkrankheit des deutschen Volkes, od. Ehegesund. 人口政策は廣義に考へるならば質的及び量的兩側面を顧みねばならない。特にナチス獨逸に於いては質的人口政策

を提示す可きことになつてゐる。 的疾患を有する者(但相手方が不姙者なる時は此の限に非ず)の結婚を禁じて居り、又目下未だ實施には立至つてゐ beitsgesetz.)に於いては、重症傳染性疾患(特に結核及び重症性病)を有する者、禁治産者、精神病患者、及び遺傳 同法により將來婚姻當事者は結婚に際し右に關する保健官の證明書(結婚適格證 Ehetauglichkeitszeugnis)

直接的な力をもつものは矢張婚姻及び出産の奬勵である。 殖力の差異に着眼した人口の農村誘導政策の如きものも顧みられねばならないのであるが、人口の增殖に對して最も あるが、我々の當面の問題は具體的直接的な人口對策である。而して之に關しては例へば都市と農村に於ける人口增 教育による國民の人生觀の再建、特に逸樂的ユダヤ主義の排撃による健全なる家族思想の樹立が最も基本的なもので に於いても矢張その量的方面に置かれてゐることは勿論である。ナチスの量的人口政策は、ナチス的に云へば、 此の如く人口政策の質的方面に於いても他國に率先して各種の方策を講じてゐるが、人口政策の重點はナチス獨逸

ienlasten)と總稱されてゐる。 と兒童扶助法とで、租税政策及び賃銀政策等は後者に屬する。後者は特に家族負擔均衡政策(Ausgleich der Fami-婚姻及び出産の奬勵方策を積極的方策と消極的方策とに分けることが出來る。前者に屬するのが結婚資金貸付制度

的であつたが、今日に於いては之が最も重要な人口政策の手段となつてゐる。本制度は結婚せんとする青年男女に、 より家庭に引上げしめる目的を以て案出されたもので、從つて制度本來の目的に於いては人口政策的な意義は第二次 結婚資金貸付制度(Ehestandsdarlehen)は本來勞働市場政策として、失業を緩和するために婦人勞働者を勞働市場

ナチス人口政策の五ケ年

増加に貢獻すると考へることが出來る。貸付金は無利子であつて、必需品引替證券(Bedarisdeckungsschein) を以て 從つてそれは勞働市場に於ける女子勞働者の數を減じ、男子勞働者にそれだけ多くの地位を提供する結果となる。人 新家庭を營むに必要な費用を、一手マークを限度として無利子で貸與することを内容とし、一九三三年六月一日の失 數(卽ち出產數)は九十萬以上に達してゐるから、一婚姻一出產として旣に融資婚姻の八割以上が出產に寄與してゐ 給付され、此の證劵は所定の販賣所に於いて希望の家具、世帶道具、被服類等と引替へられる。償還方法は月賦を以 る女子は過去二ケ年間に少くとも九ケ月以上勞働に從事し、且結婚によつて勞働市場より絕緣することを條件とする。 でに百十萬組の婚姻に對して貸付を行ひ、一組當り貸付金額は六○○マークの平均になつてゐる。貸付金の申請者た 業救濟法(Gosetz zur Verminderung der Arbeitslosigkeit)第五章に規定され、同年八月より實施されて、昨年末ま 宛返濟を免除され、且出産後一ケ年間月賦返濟が猶豫される。此の出産に對する返濟金の免除及び猶豫の規定は直接 て貸付金額の百分の一宛返濟することになつてゐる。但、子供の生れた場合には一囘に就き貸付金額の百分の二十五 口政策的には婚姻數を增加せしめるのみならず、同時に婚姻年齢を早める結果となり、二重の意味に於いて出産數の に出産數の增加の上に影響するものと期待されるのである。本制度の實施以來昨年末までに行はれた返濟金冕除の件

その收入及び財産所得を以て生計を充分に償ひ得ざる狀態にある家族に對し、新しき出産毎に扶助金を交附するもの ので、一囘的扶助金と繼續的扶助金の兩制度がある。一囘的扶助金の制度は十六歲未滿の子女四人以上を有し、現に 次に見童扶助制(Kinderbeihilfen)は、多産家族の生活を扶助するために扶助金の下附をなすことを内容としたも

クを下附するものであつて、その財源としては結婚貸付金の返濟金が充當されてゐる。 ことを得ない。扶助金は同じく必需品引替證劵を以て交附される。又繼續的扶助金の制度は十六歲未滿の子女五人以 であつて、扶助金は子女一人に對して一○○マークを限度とし、且同一家族に對して總額一○○○マークを超過する 上を有し、月收二○○マークに滿たざる家族に對して、十六歲未滿の第五子以上の子女に對し一人當り月額一○マー

のである。 す毎に二〇%を控除することとした。而して控除額計算の最高金額の制限、 は改正税法に於いては著しく高められ、所得税、賃銀税一律に子女の最初の一人に對して一五%を控除し、 税に於いては子女一人每に一○%を控除し、一人當り八○○マークを控除額の最高限度とした。然るに之等の控除率 として控除し、但一人に對して六○○マーク、一家族に對しては八○○○マークを控除額の最高限度とする。又賃銀 の前進を示した。從來の規定によれば所得稅に於いては七二〇マーク以上の所得に對して子女一人每に八%を免稅額 論所得税率の決定に對して家族の狀態が顧慮されてゐたのであるが、一九三四年十月の租稅法改正は此の方向に一段 次に家族負擔均衡政策に於ては、租稅政策、特に所得稅政策がその最も主な手段である。獨逸に於いては從來も勿 なほ所得税の外、遺産税及び相續税法も亦人口政策的な立場から改正された。 並に子女の年齢の制限も亦引上げられた

三一年以來、子女の數に應じて割增賃銀を給與する制度が行はれてゐる。 最後に賃銀政策に於いては未だ人日政策的な一般的制度が樹立されるに至つてゐないが、 官業勞働に於いては一九

(註) 獨逸人口政策の一般的說明に就いては次の文獻を參照

P Kühn, M. Stämmler u. Fr. Burgdörfer: Erbkunde, Rassenpflege, Bevölkerungspolitik, Leipzig 1936.

5

ナチス人口政策の五ケ年

橋 論 叢 第四卷 第三號

义人口政策に闘する法制に就いては、

K. Magnussen: Ressen- und bevölkerungspolitisches Rüstzeug, München 1936

Hitlergesetz VIII. Gesetz über Förderung der Eheschliessungen. (Keklams Ausg, Nr. 7257) Leipzig 1938 Hitlergesetz V. Gesetz zur Verhütung erbkranken Nachwuchses. (Reklams Ausg. Nr. 7240) Leipzig 1938

Hitlergesetz XIII. Die Nürnberger Gesetz und das Ehegesundheitsgesetz. (Reklams Ausg. Nr. 7321) Leipzig 1938

Ξ

その數字は政權獲得の直後、一九三三年の第二・四半期より旣に著しき增加を示してゐるから、それが人口政策を含 策は婚姻の促進にどの程度まで成功したか。第二、人口政策は國民の出産力をどの點まで推進せしめたか。 に至る迄の獨逸の人口動態統計の概要である。此の表にみる通り、婚姻の數は一九三三年より明かに增加した。然も 先づ第一に國民の婚姻狀態に及ぼしたナチス人口政策の效果を吟味しよう。第一表はナチス政權獲得前後より今日 以下ナチス人口政策實施五ケ年の實蹟を統計的に檢討してみようと思ふ。先づ問題を二つに分ける。第一、人口政

婚姻の增加が人口政策上望ましい所以は、單に婚姻それ自體としてのみでなくむしろ出生の母體として、その温床

なる婚姻件敷の増加より一步立入つて、人口靜態に於ける家族構成の變化を考察しなければならない。

低下してゐた獨逸人口の家族構成を、過去六ケ年の間にどの程度まで恢復し得たかと云ふことである。卽ち我々は單 めたナチスの一般政治工作の結果であつたことは疑ないのである。然し問題は此の婚姻增加が旣に著しき程度にまで

L ig

-7

者の				<u> </u>	第13	長 獨	逸人	口動態	統計	の概要	更			•.	
計算	年	次	婚	姻	出		ŧ	自然	—— 增 加	婚	<u>人</u> 姻	口音		付 自然增	- Jm
K	192			9,084	<u></u>	311, 2	<u> </u>		8, 242	1	7.7		0.8	8.	
よるもの	193			3, 793		993, 1	1		5, 484		7. 9 9. 7		5. 1 4. 7	4. 3.	- 1
7	3	- 1		3,573	_	971, 1			3, 297 3, 592		11. 1	l .	8.0	7.	- 1
ある。	3	1		0, 165	1 .	198, 3			1,958		9.7	1	8. 9	7.	- 1
	3	1		1, 435	1	263,9	- 1			- 1	9. 1	1	9.0	7.	1
=	3			9,770	1 .	278,	i		2,790	1	9. 1	1	8.8	i	1
七年	(1)3	7	619	9, 971	1,	275,5	212	48	2,020	1	9. I		0. 0		
三七年度以降の動態	S	aarla 1) 智	tisches ind を f定數等	含む。	後の	競表に	依れ	ば出生	生数は	1, 2	77, 04	6.			3
燃統計の年齢別計數は未發表であるから、三七年一月一日現在が推計	三七年の數字も同様で何れも	○年及び二五年は國勢調査の結果、三三年は同年六月國勢調査の結	較である。一九	第二表は一九一〇年、一九二五年、一九三三年及び一九三七年に	吟味する場合には未婚者數の變動は直接に極めて重要である。	數の代りに主として未婚者の數を使用した。特に婚姻獎勵の效果を	較的僅少であらう。此うした假定の下に私は以下に於いて有配偶者	未婚者數より有配偶者數の變化を推測するもそのために起る誤は比	即ち死別者及び離別者の割合が常にほゞ同一と見做し得るならば、	複雑であるだけに幾分困難である。若し旣婚者中の無配偶者の割合、	敷の推計よりも有配偶者敷の推計の方が、それに必要な統計資料が	れも國勢調査の年以外は推計による外ないが、推計となると未婚者	に姙孕年齢内に於ける女子の有配偶者の敷である。之等の敷字は何	然かも	としてであることは云ふ迄もない。故に人口の家族構成をみる場合

にも重要なのは未婚者の數よりも有配偶者の數であつて、然かも特 としてであることは云ふ迄もない。故に人口の家族構成をみる場合

年	齡	女	子千中		者	指	數	(1910年	=100)
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	84 P	1910	1925	1933	1937	1910	1925	1933	1937
15 —		985	988	980	984	100	100.8	99. 5	99. 9
20 —		710	753	751	668	100	106.1	105.8	94.
25 —	-	326	371	400	328	100	113.8	122. 7	100.6
30 —		180	221	232	212	100	122.8	128. 9	117. 8
35		136	153	175	171	100	112. 5	128. 7	125.7
.40	45	119	122	151	151	100	102.5	120. 2	126. 9

(備考) 1910 年は 12 月 1 日, 1925 年は 6 月 16 日, 1933 年及 1937 年 は何れも1月1日現在。

1910 年, 1925 年は國勢調査の結果, 1933 年及び 1937 年は國勢調査結果 よりの推計に據る。

してゐる。

を許す最近の數字である。

年と三七年とを比較すると二〇歳以上四〇歳に至るまで未婚者の割合が 一様に減少して居り、二〇歲未滿、四〇歲以上に於いて幾分の增加を杀 に比し、三三年は稍々減少してゐるが殆ど不變と云つてよい。一九三三 二五歳以上に於いては一様に増加し、二五歳以下に於いては一九二五年 此の表でみると未婚者の割合は、一九一〇年より三三年に至るまで、 (計 7 計人口は推計の方法と共に一括して稿末に摘錄しておく。 他の年度と比較し得る年齡別の數字が存在しない。なほ各年度の年齡別 一九三三年六月十六日現在國勢調查の結果は出生年度別に整理されてゐ

當ではない。 るが、 る場合に從來は殆ど常に同年齡の男女人口を比較して考へてゐたのであ いて重要な問題とされたのは女子人口の過剰である。 齢層に於ける男子と女子の割合である。 然し未婚者の割合を觀察する場合に注意しなければならないのは各年 女子の婚姻の機會を問題とする限りに於いては少くともそれは適 卽ち結婚年齢の差だけ年齢を喰違はせて男女の人口を比較 歐洲諸國に於て、 但これを問題とす 特に戦後に於

基き、一九三八年は獨逸統計局の推計による一月一日現在の數字に據る。なほ此の表には右三八年の人口と一九三二 第三表は獨逸の姙孕年齡人口に對して右の如き女子超過率を求めた結果である。一九三七年迄は前表と同一の計數に 五〇歳に對しては此の割合は平均に於いて約一・一五であつたから、大體此の邊を男女の均衡率とみてよいだらら。 標準とする。 際とも大して矛盾しない筈である。卽ち一定年齢層の女子の敷を五歳年長の男子の敷で割つて女子の過不足の判定の を何歳に求めるかには多少の問題があるが、私は統計取扱の便宜上之を五歳とした。然し此の假定は婚姻年齢差の實 の變化の甚だ不規則であつた戰後を經過して來た今日の人口を扱ふ場合には特に重要な注意である。唯男女の年齡差 前の人口を扱ふ場合には餘り必要ではないが、 するのでなければ女子の婚姻機會の大小を正確に判斷することは出來ない。このことは年齡構成が比較的規則的な戰 合の推移を附加へておいた。今後十五年間の然かも一五歳以上の人口に就いての豫測であるから、その中には出生數 ―三四年獨逸國民死亡表とに基いて計算した今後十五年間に於ける豫測人口 (附表参照) の姙孕年齢に於ける男女の割 に對する推定は全然加はつてゐない。從つて此の數字は豫測數としては相當程度の確實性をもつてゐるわけである。 つて居り、二○─三○歳に於いて幾分の女子の不足、四○歳以上に於いてその過剰を示してはゐるが、未だ問題とす 扨て此の表に就いて過去の女子超過率をみるに一九一〇年度に於いては男女の割合は各年齢を通じて比較的よく揃 此の値が一以上だからと云つて必ずしも女子過剰を意味しない。一九一〇年に於ける獨逸人口の女子一五歲乃至 尤も年齢の進む程人口數は減少するを原則とするから、此の比例が一以上の値となることは普通であつ 男子の死亡の不均衡、並に著しき出生缺如のあつた戰時、 及び出生率

ナチス人口政策の五ヶ年

るに足りない。然るに大戰の攪亂を受けて來た一九二五年度に於いては男女の割合著しく均衡を失し、二〇歲乃至四

第3表 五歳年長の男子に對する女子人口の超過率 (男子千に付女子)

女子の年齢	1910	1925	1933	1937	1938	1943	1948	1953
15 — 20	1123	1063	741	884	1114	995	887	1082
20 - 25	1100	1250	1024	846	744	1118	1000	891
25 - 30	1050	1401	1100	1036	1027	746	1123	1003
30 — 35	1162	1299	1372	1156	1105	1032	749	1127
35 — 40	1166	1251	1381	1402	1382	1113	1038	754
40 45	1211	1104	1287	1366	1398	1398	. 1127	1051
45 50	1229	1251	1218	1307	1312	_	_	_

(備考) 1937 年以前の人口は前表に同じ。1938 年は獨逸統計局の推計人口 ・ に基き,1943 年以降は 1932/34 年獨逸死亡表により筆者の推計したる**強** 測人口に據る。豫測人口は稿末参照。

年の二五―三五歳、三三年の三〇―四〇歳、及び三八年の三五―四五歳

に於ける女子過剰は之に基くのである。然し此の部分の不均衡は今日

は歐洲大戰に於ける戰死の結果としての男子の不足であつて、

一九二五

第

此の男女不均衡の原因は旣に一言した二つの理由に基いてゐる。

○―二五歲に顯著に現はれてゐる。

その中心は三三年度に於いては一五─二○歳に、三八年度に於いては二に移行し、それと同時に二五歳以下に於いて反對に女子の不足を示し、ゐる。此の女子人口過剰の中心は一九三三年度に於いては三○─四○歳の歳に於いて、特に二五─三五歳に於いて反對に女子人口過剰を示して

の不足を來してゐるのだ。そしてその不足人口の年齡幅が丁度五歳であ適齢期に達し、恰かも姙孕力の最も旺盛な二〇―二五歳の年齡層の人口かつた三百五十萬人、卽ち豫定出生數の四割に相當する不足が今日婚姻二の原因は大戰當時の出生の缺如である。當時生まる可くして生まれな

も國民出産力の點より見ても最早大した問題とはならない。不均衡の第

は旣に姙孕年齡に於いても晩年の方に移行したから、

婚姻の點より見て

ることと、男女の結婚年齢差が同じく約五歳であることとが相合して結

ナチス人口政策の五ケ年

は現在の女子の不足程には著しく現はれて來ない計算である。 三〇歳)に入るに從ひ、(卽ち女子年齡二〇―二五歳に於いて) 男子の不足、女子の過剩となつて現はれて來るのであ 不足は全く此の結果である。而してその反面の影響は一九四三年に至つて大戰當時出生の男子が結婚適齢期(二五十 婚市場に混亂を惹起す原因となつてゐる。第三表の一九三三年に於ける一五─二○蔵、三八年の二○─二五歳の女子 る。然し幸にして――或は不幸にして――大戰後に於ける持續的出生率減退の傾向に助けられて此の男子不足の程度

婚の機會を捉むことの難易の差である。女子が年長の男子と結婚する原則である以上、出生敷が漸增の傾向にある人 に於ける出生減少の影響がやがて又舞臺に登場して來なければならない。その結果は今後十五年間の人口推移の豫測 少する人口に於いては女子の結婚の機會は比較的大である。戰死者の影響を含む一九二五年の人口を除いて女子の一 口に於いてはやがてその出生人口が婚姻適齢期に達した場合に女子の結婚の機會は自ら小であり、反對に出生數の減 がそれである。而して反對の女子の過剩、男子の不足は之に五年遅れて結婚異變の原因となるであらう。 に明かに現れてゐる。卽ち女子に就いて云へば一九四八年度の一五―二〇歲、五三年度の二〇―二五歲に於ける不足 出生不足による婚姻市場の攪亂は然し大戰出生不足の移行で終つてしまはない。戰後、特に一九二九年乃至三三年 なほ之に關聯して注意しければならぬことは出生數が連續的に增加又は減少の傾向を續ける場合に於ける女子の結

三八年は九六二に過ぎず、従つて女子の結婚の機會は今日戰前に比して一般に大となつてゐると云はねばならない。(#) 一九四三年、四八年及び五三年に於ける一五歳乃至三〇歳の女子の超過率の平均値は夫ミ九五三、一〇〇三、九九二である。

五歲乃至三〇歲に於ける女子超過率の平均値を計算してみると、一九一〇年の一〇九一に對して一九三三年は九五五、

橋 論 叢 第四卷 第三

傾向にあつたから、女子の増加の程度に照應して考へると未婚者割合が實質的には却つて減少したと解してもよいで 同様に一九三七年度の二〇歳以下の未婚者割合の極微の增加も此の期間に女子の超過率が强度の不足より幾分增加の 下の未婚率の減少は歐洲大戰當時の出生缺如の結果である。女子不足の割合の大なることと、未婚率の減少の僅少な の割合は戰前以下の水準に低下した。尤も之に對しては同年齢層に於ける女子の不足の影響も考慮しなければならぬ たと思はれる。それがナチス人口政策の四ケ年後には明かに再び減少し、特に二五歳以下の年齢層に於いては未婚者 政權獲得前に於いては姙孕年齢を通じて一樣に增加して居り、恐らくその程度は戰前に比して二割以上の增加であつ あらう。此く男子に對する女子の超過率に照應して觀察すれば、女子の未婚者の割合は戰前を標準とすればナチスの ることを對比して考へるならば、むしろ未婚者の割合は此の年齢層に於いてもなほ大に過ぎると云はねばなるまい。 於いて未婚者の割合が幾分減少してゐるのは全く求婚男子に對する女子の不足に歸せらる可きもので、特に二〇歳以 減は、當然同年齢に於ける女子の相對的不足に照應せしめて考へねばならないであらう。卽ち二五歲以下の年齢層に ことは上述の通りであるが、政策の效果も亦疑ふことは出來ないのである。 以上の如き諸關係を考慮に入れるならば、第二表の中の一九三三年度に於ける二五歲以下の女子の未婚者割合の徼

通りである。此の表の未婚者豫定數と云ふのは戰前(一九一〇—一一年)の年齡別未婚者率を各年度に於ける女子人 in den Jahren 1932, 1933 u. 1934. Berlin 1938. s. 1/28 f.)今之を一九三六年末まで延長計算した結果を示すと第四表の 迄の結果に就いて獨逸統計局の計算が存する。(Statistik des Deutschen Reichs, Bd. 495, Die Bewegung der Bevölkerung ナチスの政權獲得以前に滯留してゐた婚姻が政策實施の結果促進された程度に就いては、その一九三四年末に至る

第4表 職前の標準による女子の豫定未婚者數と實際未婚者數との比較(單位千)

ere et. 6-a tric		1933.1.1.				1935.1.1.				19 3 7.1.1.		
出生年度	豫定數	實際數	過	不足	豫定數	實際數	過	不足	豫定數	實際數	過	不足
1916 — 1915	800	799	-	1	770	765		1 5	685	659	_	26
1914 - 1912	1713	1722	+	9	1,463	1433	-	30	1127	1100	_	27
1911 - 1907	1924	2087	+1	L63	1390	1471	+	81	1012	1023	+	11
1906 - 1902	853	1057	+2	204	660	802	+]	L42	550	643	+	93
1901 - 1897	479	606	+1	127	423	532	+]	109	390	483	+	93
1896 - 1892	342	435	+	93	319	405	+	86	304	387	+	83
1891 - 1887	270	315	+	45	258	301	+	43	250	291	+	41
1886 - 1881	261	275	+	14	252	266	+	14	•••			
1880 - 1877	154	153	-	1	149	148	-	1	•••	,		

(備考) 豫定未婚者数は 1910/11 年の未婚者割合に據る。 1933 年及び 1935 年の數字は Statistik des Deutschen Reichs, Bd. 495, S. 1/29 より。1937 年の数字は筆者の計算による。

П

に乗じて得た數であつて、

之と實際の未婚者敷との差はその當

此の計算によれば、

政權

の未婚者の過不足を示すものである。

Ł

減じて四三二千人となり、更に二年後の一九三七年に於いて 年に生れた女子(當時一八歲乃至四六歲) 獲得直前、 よる男子の缺乏著しく、從つて女子の結婚の機會が非常に少い であるが、 卽ちほゞ三五歲以下の女子に就いては未婚者の減少は極めて顯著 ならない。 の二分の一に近い者が未婚の儘殘されてゐることも注意されねば 四六千人、最初の滯留未婚者敷の五四%に相當する。 三八千人を減じて二九四千人となつた。卽ち四ケ年間の減少は三 れてゐたのである。それが二年後の一九三五年には二〇八千人を らば當然婚姻してゐる筈の者が六四〇千人なほ未婚の狀態で殘さ Ø 政策は四ケ年間に滯留未婚者の過半を處分し得たが、 減少は極めて僅かである。 その以前の出生者、 一九三三年の年初に於いては一八八七年乃至一九一 而して年齢別に之をみれば一九〇〇年以後の出生者 之は同年齢層に於いて戰死の結果に 即ち三五歳以上に於いては未婚者 の中に、 戰前の標準な 此の如く人 なほ全體 は Л

ナチス人口政策の五ケ年

桶 輪 表 第四卷 第三號

の減少を示してゐるのである。 齢層に於いては婚姻の進捗著しく、一九一二年以降の出生女子に於いては戰前の狀態を超えて未婚者數は五萬人以上 とを裏書してゐるわけであつて、强度の結婚獎勵も此の年齢層に對しては又施す術がないのである。之と反對に低年

年齢が婚姻促進の彈力性に富む一五―二五歳に相當してゐたために、婚姻の促進によつて有配偶者敷の低下を避け得 るのに對し、二五歲未滿に於いては總人口の增加と同割合又はそれ以下である。現在までに於いては女子人口不足の 表Bに示した有配偶者數の變化に於いても、二五歲以上に於いては何れも女子總人口の增加の割合以上に增加して**ゐ** 層激しく、一九二五年の三九・四%に對して三三年には三三・二%、三七年には三〇・一%に過ぎない。從つて第五 第五表Aは姫孕年齢内に於ける女子の年齢別百分比を示したのであるが、之でみると一五―二五歳の女子の減少は一 年の六、三四四千人から一九三三年には五、四一三千人に減じ、更に一九三七年には四、九八六千人に減少してゐる。 がその重大な原因であることも忘れてはならない。從つて未婚者の割合は著しく減少してゐるにも拘らず、婚姻者の 果が特に此の年齢層に對して顯著に作用した結果とも考へられるが、同時に又一面に於いて此の年齢層の女子の不足 たのであるが、此の女子缺乏年齢が三〇歳―三五歳に移行して婚姻彈力性が減退してくれば絕對數の不足は顯著とな 絕對數に於いてはそれ程の增加を示してゐないのである。卽ち一五—二五歲の女子の數(稿末統計表參照)は一九二五 以下に於いては戰前よりも相對的には多くの女子が今日婚姻生活に入つてゐるのであつて、之はナチス人口政策の效 の改善は明瞭であり、特に二五歳以下の年齢層に於いては女子の婚姻狀態は戰前の水準を凌駕してゐる。卽ち二五歳 要するに未婚率の變化に就いて見るも未婚者豫定數と實際數との比較に就いてみるも、政策以前に比して婚姻狀態 ナチス人口政策の五ケ年

3

婚者の婚姻數の割合を示したものである。

此の表によれば未婚者の婚姻率は戰前に比して一九三二年度には全體とし

之は年齢別未婚女子干に對する未

次に此の四年間に於ける婚姻促進の加速度の變化をみるために第六表を掲げる。

るを発かれないであらう。

三六年度に於いても同一の傾向を續けてゐるのであつて、之は同年齡層の女子の未婚率が旣に極めて低位となれる前

の増加を示すに至つた。然し三五年度に入つては婚姻率の増加は停止し、 て二割見當の低位であつたのが、三三年と三四年度には著しき改善を示し、

[M112]	の間目			
年 齡	1910	1925	1933	1937
1520	21.0%	20.2%	14.1%	14. 2%
20-25	18.7	19. 2	19. 1	15. 9
2530	17.1	17. 6	18.7	18. 9
3035	16.4	15. 8	17.7	18. 4
3540	14.3	14. 4	16. 1	17. 1
40—45	12. 5	12.8	14. 3	15, 5
合 計	100.0	100.0	100, 0	100.0

HL1	尚有數(1	F 14 1 /		
年 齢	1910	1925	1933	19 3 7
15—20	41	* 22 38	· 24	38
20-25	714	* 623 752	* 625	87 0
2530	1508	* 1677 1739	* 1732	2046
30—35	1740	1896 1887	* 2125	2299
35-40	1551	* 1792 1782	* 2073	2206
4045	1337	* 1618 1594	* 1832	1984
	00000	00014	00500	0.4000
全女子	29309	32214	33533	34668
		(指	數)	,
1520	100	93	** 101	93
20—25	100	105	** 105	122
25-30	100	115	** 119	136
3035	100	108	** 121	132
3540	100	115	** 133	142
40-45	100	119	· * 135	149
全女子	100	100	114	118

(備考) 1910年, 1925年, 19×3年(6月16日現在)は國勢調查の結果, 1937年(1月1日現在)は獨逸統計局の推計 (Statistisches Jahrbuch, 1938, S. 50)に據る。
* 各年齢とも0.5歳若き年齢。例へば15歳
_20歳に於いては14.5歳—19.5歳。
*** 0.0歳若き年齢の有配偶者数に基く概算

223

特に二五歳以下は顯著な低落傾向を示

三四年度には戰前に比して反對に二割方

一橋 論 叢 第四卷 第三號

第6表 年齡別未婚女子千中婚姻數

年 齢	1910/11	1928	1932	1933	1934	1935	1936
17 — 18	6.9	6. 6	8. 4	9.8	13.7	12. 6	11. 2
22 - 23	140.1	123. 2	106. 2	131. 4	163.7	144. 1	141. 1
27 - 28	155. 4	142.9	120.9	157. 2	188. 9	181.1	183. 9
32 - 33	72.9	73. 3	60.8	73. 2	86. 6	85.3	88.9
37 - 38	36. 4	37. 4	31. 3	35. 3	39. 6	40.0	39. 3
40 - 45	18. 3	20.0	17.4	19.3	21.0	21. 5	20.5
	指	į	数(1) 191	0/11年 =	100		
15 — 2 0	100	92	110	142	178	149	164
20 - 25	100	88	77	96	118	106	103
25 - 30	100	93	78	101	122	117	117
30 - 35	100	101	81	101	118	119	120
35 - 40	100	102	85	98	111	111	109
40 - 45	100	109	95	105	115	117	112

(備考) Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich より作成。

獎勵策が滯留せる婚姻を促進せることは明瞭であつて、五ケ年の婚姻狀態に及ぼせる結果は文の通りである。誓

特

するに至つた。少くとも此の年齡層の範圍に於いては婚姻に二五歲以下の女子の婚姻狀態は戰前の狀態を遙かに凌駕

(1) 年齢別指數の五歳平均値。

級の有配偶者數はその割合に增加してゐない。之は大戰當態に近付きつゝあるにも拘らず、絕對數に於いては此の階滅しつゝある(第六表)。然かも婚姻率は一九三五年以來漸定婚姻數は旣に超過し(第四表)、未婚者の割合は戰前よりは飽和の狀態に近付きつゝある。卽ち戰前の標準による豫

此の邊の數字が今日持續的な婚姻率として望み得る最大のに於いて幾分減退しつゝ安定してゐるところからみれば、四年度に於いて旣に增加の限度に達し、一九三五、六年度述の事實に照應するものである。要するに婚姻率は一九三

限度なのではあるまいか。

以上に於いて我々の得た所を綜合するとナチス人口政策

可能である。且又婚姻適齢者の敷が減退しつゝある際であるから女子の婚姻の機會は今後も比較的豐富である。 影響に比すれば餘程緩徐であらう。何故ならば女子の過剰の場合は男子のより廣範圍の年齢層に對して婚姻の分散が れ、從つて二〇―二五歳の女子の未婚率は幾分增加するであらう。然しその影響は今日の二五歳以下の女子の不足の 最も多くを寄與する年齢である。なほ今後五ケ年に於いては戰時の出生不足が婚姻適齢期の男子の不足となつて現は 時の出生缺如の結果に外ならないが、此の人口層が今後五年、 の年齢層に到達すれば、 有配偶者絕對數の低下を來すことは必然である(第十一表參照)。而して此の年齡は正に出產に 十年の後、有配偶率の彈力性に乏しい三〇歳―三五歳

四

子の出産力に及ぼした影響の分析である。 どうか。之に關しては獨逸統計局が年々發表してゐる計算がある(第七表参照)。此の計算によると一九三三年より一九(生) 年の人口干に對する一四・七から翌年には一躍一八・○に、而してその翌年からは年々略と一九・○の高さを保つて 五萬、卽ち全體の六割五分は女子の姙孕率の增加に歸せられるのである。そこで我々の次の問題は人口政策が此の女 三七年に至る五年間の公出生の増加總數百三十萬の中約三割五分に相當する四十五萬が婚姻の増加に基き、碊の八十 ゐる。此の出生の增加は專ら婚姻の增加の結果であるか、或はそれ以外に女子の出産力の變化も原因となつてゐるか ナチスの人口政策は婚姻率の增加と共に出生率の增加を齎すことに成功した。第一表に見る通り出生率は一九三三

最近の養表は Wirtschaft n. Statistik, 1939, 1. April-Heft, 19. Jahrg. Nr. 7, S. 283 f. "Die Geburten in

ナチス人口政策の五ヶ年

第7表 出生動増加の分析

年 度	公出生數	豫 定 出生數(1)	婚姻の増加によ る出生の増加(2)	出産力の増加によ る出生の増加 3)
1933	892,800	873,800	19,000	
1934	1, 125, 500	867, 900	74, 700	182, 900
1935	1, 195, 300	862, 400	120,500	212,400
1936	1,210,000	857,700	127, 700	2 :4, 600
1937	1, 207, 200	855, 300	131, 300	220, 900
1938(4)	1,277,200	849,900	142,400	284, 900

(備考) Wir schaft u. Statistik, 1939, Nr. 7. S. 285.

- 毎年の婚姻數を 1932 年と同一と假定し且母の年齡別出生率を 1933 年 と同一と假定した場合の豫定出生數。
- 1932 年の婚姻數に比較せる增加婚姻數と 1933 年の年齢別出生率とによ つて計算した増加出生数。

於いて旣に停滯を示してゐる。

特に二〇一三〇歳の年齢層に於

分の一に低下してゐる。

政策實施後の出産力の改善は顯著なも

えある。

然し此の場合に於いても出産力の増加は三五、

六年度に

しても一九三三年に於ける 女子の出産力は各年齢を通じてほゞニ

九一一年に比較

公出生總數より前二項の數字の和を控除せる結果。

である。

而して此の恢復に於いて到達した出産力の水準を戰前

なほ姙孕年齢を通じて戦前より

<u>も</u>三

一割弱

産力の恢復に就いても 今日旣に一應の限度に達したか

は三六年の出産率は僅か乍ら減退を示してゐる。

卽ち女子の出

に思はれ

(4) 暫定數字。

> 低位に止つてゐる。 のそれに比較すると、

特に二五歳以下の女子の出産力の恢復が不充

分で、 注意さる可きであらう。 最近獨逸の官廳統計は人口動態統計、 今後更に出産力の改善を企圖するならば此の年齢層は特に 特に出生統計に於いて著

齢別に觀察したものである。 に低下したかを明瞭に示してゐる。 第八表は 有配偶女子千に對する出産 此の表は獨逸の女子の出産力が如 大戰直前の一 (死産を含む)

Jahren 1937 u. 1938." **《**熙

226

Ø

割合を年

ナチス人口政策の五ケ

第8表 年齡別有配偶女千に付出產數 (死產を含む)

年台	1901/2		19.4/6(1)			1935 ²	
		ザクセン	<u>#</u>	重要10州(3)	全		國
15 - 20	586	6 576.3	595. 6	295.8	329.1	343.1	352. 1
20 — 25	453.	8 393.5	274. 2	212.0	252. 2	256. 5	255. 2
25 — 30	364	9 242.4	159. 4	146.6	184.4	190. 2	189. 6
30 — 35	241	0 155.3	98. 1	88.6	112. 2	120.4	122.9
35 40	178.	0 108.7	54.7	37. 4	* 62.2	* 65.8	* 68.1
40 — 45	76.	7 43.5	19.6)	** 28. 6	** 29. 3	** 29. 5
				Ì			
15 — 45	256.	6 171.6	104.0	98. 8	122. 3	126. 7	126.7
		指 !	数 (19)	11年=1	.00)		
15 — 20	102	100	103	51	57	59. 5	61.1
20 25	115	100	70	54	64	65. 2	64. 9
25 - 30	151	100	66	61.	76	78. 5	78. 2
30 — 35	155	100	63	57	72	77.5	79. 1
35 — 40	164	100	50	_	57	60.5	62. 6
40 - 45	176	100	45	_	66	67. 4	67. 8
}	İ						
15 — 45	149.	5 100.0	60.6	57. 6	71. 3	73.8	73.8

(備考) (1) Sonderhefte zu Wirtschaft u. Statistik, Nr. 5., Beiträge zum Deutschen Bevölkerungsproblem, 1929. S. 17.

- (2) Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich に振る。
- (3) 全國公出生數の 89% を占む。
- * 35-39 歳。
- ** 39-44 歳。

「出産統計の三つの分類標識、即ち 関の現在年齢、婚姻年齢、婚姻経緯年数 と婚姻年齢の 数の中、婚姻繼續年数と婚姻年齢の 表が出産力の獨立の因素である。故 に女子の出産力の獨立の因素である。故 場所的比較は此の二因素によつて分類 場所的比較は此の二因素によつて分類 地産率を母の現在年齢によつて分類 である。 芸し年齢別出 変には不適當である。 蓋し年齢別出 変率はその年齢の女子の婚姻繼續年 を奉はその年齢の女子の婚姻繼續年 を本はその年齢の女子の婚姻繼續年 を本はその年齢の女子の婚姻繼續年 を本はその年齢の女子の婚姻繼續年 を本はその年齢の女子の婚姻繼續年 を本はその年齢の女子の婚姻繼續年 を本はその年齢の女子の婚姻繼續年 を本はその年齢の女子の婚姻と のために唯一個の分類を以つて滿足 のために唯一個の分類を以つて滿足

よればた通りである。獨逸統計局の見解にしい進步を遂げこたとは前に一言し

橋 論 叢 第四卷 第三號

gung der Bevölkerung in den Jahren 1932, 1933 u. 1934, S. 1/44) による分類をとらねばならぬ。何故ならば此の方が婚姻年齢よりも出産力に對しては强力な因素だからである。」(Die Bewe-

დყიი ი სტორი (Bewegung der Bevölkerung, S. 50; Burgdörfer: Völker am Abgrund, Berlin 1937, S. 45 f.) の増加のみならず、むしろ人口増殖の意慾の全體的國民的强化に原因してゐることを證明するものとして專ら解釋さ ず、より强度に一九三三年以前の婚姻に於いて現はれてゐると云ふことである。卽ち之等の數字は出產の增加が婚姻 ら獨逸統計局の引出す結論は、最近の出産力增加が結婚貸付金制度によつて促進された新しい婚姻に於いてのみなら は疑のないことである。第九表は婚姻繼續年敷別による女子の出産率の一部分を指數化したものである。此の統計か るが、何れにしても此うした新しい見方の下に集計された統計が出産力の觀察に有力な資料を與へるものであること 母の年齢別出産率が獨逸統計局の主張する如くに無價値であるかに就いては少しく吟味を要することと思ふのであ

部分の出産率が旣に增加の頂點に近付いてゐることは注意しなければならないことである。 ある比較的若い女子が多いわけである。卽ち妻の現在年齢からみても婚姻繼續年敷からみても、出産力の最も旺盛な 産率が同期間に多少減退せる事實と照應して考へ得るものであつて、婚姻後五年以内の妻には二〇―三〇歳の年齢に に繼續年數五年未滿に於いてはむしろ出產力減退の傾向を示してゐる。之は第八表の二〇―三〇歲の女子に對する出 然し此の婚姻繼續年敷別出産率に於いても亦一九三五年以降の出産力增加停頓の傾向を見逃すことは出來ない。特

始めた今一つの分類標準たる出産の順位別による出産率の變化に現はれてゐる事實とも照應してゐる。第十表はその 之に反して婚姻後十年以上の部分に於いては現在もなほ出産力の增加が續けられてゐる。之は獨逸が新しく調査を ナチス人口政策の五ケ年

第9表 女子の婚姻繼續年數別出產率 (死産を含む)

平均婚姻	出產率(1)		指	數 (1933	年=100)	
繼續年數	1938	3	1934	1935	1936	1937
0	144. 5	100	111.3	114. 1	117. 2	108. 3
1	318. 9	100	108.1	103. 4	105. 3	106. 7
2	211. 6	100	118. 5	114.8	111.6	112. 0
3	167. 9	100	125. 7	125. 7	122. 1	118. 2
4	142. 0	100	126. 8	131. 7	130. 4	126. 8
6	105. 1	100	128. 3	135. 3	135. 7	137. 9
- 8	79. 3	100	130.6	138. 1	139.0	139. (
10	57. 6	100	137. 0	148. 5	154.0	151. 2
12	46. 7	100	121. 9	134. 1	144.8	147. 8
14	37. 7	100	112.0	124. 1	131, 3	135. 8
16	28. 0	100	108. 5	121. 7	127. 9	136.
18	23.0	100	113. 3	113. 8	110. 4	117. 4
20以上	20. 1	100	99. 4	106.6	98. 5	96. 8
合 計	99. 1	100	122. 4	127.7	127. 9	125. 7

(備考) Wirtschaft u. Statistik に據る。

(1) 44 歳未滿の有配偶女子干に付出産數。

層の出産力の行詰り傾向の一兆候として見逃す

は强ち速斷に過ぎるとも思はれない。そこで女の、或は少くとも近付きつゝあるものとの見解の、或は少くとも近付きつゝあるものとの見解の出産力増加が現在旣に一應の限度に達したもの出産力増加が現在旣なる年齢層に於ける女子

年數別出產率の變化と對照して、同じく低年齡減少に基くとは云へ、前記年齡別及び婚姻經過高に於いて出產增加の預點として爾來減少して增加を續けてゐる。然し此の統計に於いてもるのに對し、第三子以上の出產率は依然として增加を續けてゐる。然し此の統計に於いても高に於いて出產增加の結果としての未經產婦の面に於いて出產增加の結果としての未經產婦の面に於いて出產增加の結果としての未經產婦の方法。

子の	出產率(1)		指	數 (1933 :	年 = 100)	
出產順位_	1933		1934	1935	1936	1937
1	38, 41	100	127. 1	132. 6	126. 3	119. 5
2	25, 08	100	126. 2	134. 8	138. 6	138. 4
3	13. 89	100	122.3	129.0	133, 8	136. 0
4	8.07	100	117. 0	120.1	125. 9	127.2
5	4. 99	100	109.6	110.0	114.0	118.0
6以上	8. 69	100	103, 8	101.0	102. 3	103. 4
合 計	99. 13	100	122. 4 $+$	127. 7	127. 9	125.7

齢に移行する結果、

(備考) Wirtschaft u. Statistik に據る。

ある。

態に於いてはなほ增加を續けるものと期待されるから、

人口に對する出

ある。而して少くとも此の期間に於ける獨逸人口總數の推移は現在の狀

出産總數は絕對數に於いても次第に減少を示すので

産の割合、卽ち出產率も亦勿論絕對出產數以上に減少の經過を辿るので

(1) 44 歳未滿の有配偶女子干に付出産數。

リ 母 威木神の有郎倘女子十代竹 山座勢

進せしめる一途あるのみである。此の豫想の實現を避けるためには唯女子の出産力を現在の水準以上に增

註

有配偶者数の推算に用ひた女子の年齢別有配偶率は、三十歳未滿は各年

特に戰時の出生缺如と戰後に於ける出生の減退との當然の結果であつて、

之は旣に吟味した通り今後の出生の母體たる過去の出生の不足、

三十歳以上に就いては過剩女子人口の高年齢移行に伴ひ有配偶率が漸次に就いては旣に戰前の水準を恢復せる三十歳以下に對しては現狀を維持子の出産力が旣に一應の限度に達したものと假定し、又その婚姻の狀態

三六年度の年齢別出産率とから今後十五ケ年間の出産數の變化を計算し推移するであらうか。第十一表は旣述の今後十五ケ年の豫測人口と一九戰前の水準に復歸するものと假定して、獨逸の出産統計は今後どの樣に

た結果である。之によると有配偶人口の重心が漸次出産力の小なる高年(ホカ)

第11表A 今後十五ヶ年間推定有配偶女子數及び出產數

[F 41:	齡	女子干に付有配偶者(1)			出產率(2)	有配偶者數(單位千)(3)				
	年 [1938	1943	1948	1953	四座平	1938	1943	1948	1953
	15 20	0	γ				352. 1	46	61	57	54
	20 - 2	5	↓ 1937年有配偶率				255, 2	788	758	832	758
	25 — 3	0) `	2,00	,		189. 6	2036	1528	1646	1698
	3 0 — 3	5	758	800	800	800	122. 9	2308	2448	1797	2009
	35 — 4	0	780	800	820	820	68. 1	2247	2394	2465	1809
	40 — 4	5	776	780	790	805	29. 5	2025	2200	2314	2368
	合 計							9450	9389	9111	3696
	出産 銀	數 ⁽⁴⁾						1100	1033	1001	974

(備考) (1) 本文註参照。(2) 1936 年度有配偶女子千に付公出產數。(3) 推 計人口に有配偶率を乗じたもの。(4) 年齢別有配偶者數に年齢別出產率を乗 じたる合計。

五

ある。 を示した。 を置いたナチスの人口政策はその直接の目的達成には十二分の成 一五歳未滿の年齢層に於いては戰前以上の有配偶率を實現したので ナ チス 然し此く有配偶率に於ける著しき改善にも拘らず、 人口政策五ケ年の決算は次の通り 不況期に滯留してゐた婚姻の促進は見事に進行して今や である。 結婚獎勵に重點 戦時に於

功

度 漸 九三八年度に對しては一九三六年度の割合と同一、其後は表揚の如 次一九一〇年に於ける割合を恢復するものと假定した。 を通じて一九三七年現在の割合(第十一表B) により、 \equiv 一十歲以上

は

第11表B **職前及び現** 在女子有配偶率比較 (女子千に有配偶者數)

	(久) [17] [17] [17]										
年 齡	1910.12.1	1937.1.1									
15—18	2	3									
18—20	35	52									
20-23	195	232									
23-24	389	400									
24-25	475	484									
25—26	560	560									
26—27	623	618									
27—28	677	669									
2829	717	702									
2930	751	725									
	<u> </u>										
3035	798	758									
35—40	819	780									
40-45	804	776									

(備考) (1)國勢調查。 (2)統計局推計。 Statistisches Jahrbuch, 1938, S. 50.

力の少い高年齢層に移行せんとする運命にある。 ける出生不足のため有配偶者、 而かも戰後十年以上に亙つて續いた出生率の低下の結果、姙孕年齡に於ける人口の重心は今後も引續き漸次出産 特に姙孕力の高度な低年齢層に於ける有配偶者の絶對數はそれ程の增加を示さなかつ

率とに基いて計算され、その値が一以上であれば人口の現狀維持の必要以上に出生が行はれ、一に滿たざる時はその 度を示さんとするものが所謂人口の純再生產率 (net reproduction rate) であつて、それは死亡表と母の年齢別出生 後は專ら出生力の減退が人口戀敷の推移を支配するに至る。此の様な關係を考慮して人口の生物學的增加の正確な程 去の多かつた出生人口が死滅し、或はその餘力が新しき時代の出生人口の減少を補塡し得ざるに及んで停止し、 從つて過去の人口動態の如何に依存する。現在出生力の不足せる人口も過去に於いて多くの出生を續けてゐた場合に は中年齢層乃至高年齢層人口の増加によつて人口の總數に於いてはなほ増加を續け得るのである。然し此の增加は過 自然増加の存在は必ずしも人口の生物學的增加狀態を意味しない。何故ならば人口の自然增加は年齢構成に依存し、 三三年に於いてもなほ人ロチに對して三・五の自然增加を示して居り、今日はそれが七・二まで恢復してゐる。然し 産力の現在の狀態は之を戰前の程度に比較するとなほ三割弱の低位に止つてゐるのである。故に獨逸の出生は今日增 しその傾向は一九三四、五年兩年度の增加の後をうけて三六年度以來旣に停頓の傾向を示してゐる。而して女子の出 を以てしてはなほ獨逸の人口を現狀に維持するに足りないのである。尤も獨逸の人口は出生率の最も少なかつた一九 加したとは云へなほ戰前に比して不足してゐるのである。戰前に比して不足してゐるのみならず今日の程度の出産力 尤もナチスの人口政策は婚姻の增加に成功したのみならず、女子の出産力に於いても顯著な恢復をもたらした。然

ナチス人口政策の五ケ年

第12表 獨逸人口の純再生產率

年	次	自然增加	同人口 千に付	純再生產率	出生の過不足
1913		721, 163	12. 1	(1) 1, 417	+ 41.7%
1925		547, 808	8.8	1.0	_
1930		416, 600	6. 5	0.852	- 14.8
1931	ザール地方	305,954	4.7	0.770	- 23.0
1932	を含まず	278, 590	4. 3	0.725	- 27.5
1933		227, 472	3. 5	0.714	- 28.6
1934		465, 332	7. 1	0.844	- 15.6
1935		463, 330	7. 1	0.89	- 11
19251	ザール地	471, 958	7.1	0.89	- 11
1936		482,790	7.2	0.904	- 9.6

(備考) Statistik des Deutschen Reichs, Bd. 495, S. 1/77.

此の不足を解消せしむるに足らず、一九三六年度の純再生産率は

○・九○四であつて、政策以前に比して約二割五分を增加してゐ

る同年度の女子の出生力も人口の現狀を維持するためになほ九・

六%不足してゐるのである。(Die Bewegung der Bevölkerung in

(1) 1901/1910.

此く獨逸の現在の出生力は百年の將來に於ける人口の現狀維持den Jahren 1932,1933 u. 1934, S. 1/77)

を約束しないのみならず、今日の獨逸人口の年齡構成に於いては

出生が人口の現狀を維持するに足らざることを示すのである。 (詳細は Kuczynski: Fertility and Reproduction, N. Y. 1932, pp. 15 (詳細は Kuczynski: Fertility and Reproduction, N. Y. 1932, pp. 15 Beitrige zum Deutschen Bevölkerungsproblem, S. 67 参照)獨逸統 引泉狀維持必要率に對して實に四割二分の餘裕をもつてゐた。然る に戰後に至つてそれは不足に轉じ、出生率の最も低くかつた一九 に可能に至ってそれは不足に轉じ、出生率の最も低くかった一九 に可能に至ってそれは不足に轉じ、出生率の最も低くかった一九 に可能に至ってそれは不足に轉じ、出生率の最も低くかった一九

橋 論 叢 第四卷 第三號

裕がある様に考へられるのである。 5 必然的に出生敷並に出生率の低下を現實に而かも急速に進行せしめる結果となることは前節に於いて述べた通りであ 獨逸の今日の出生力は戰前の標準からみればなほ低位であり、特に姙孕率の高い低年齢層に於いてなほ相當の餘 此の豫測の實現防止に對しては、 婚姻の促進が旣にその餘裕に乏しいとすれば出生力の增進を考へる外に途はな

從つて出産力の増加は婚姻の増加ほど簡單には實現し得ないことを覺悟しなければならぬ。(昭和十四・六・二九) に存する。然し人間の結婚に對する意慾は積極的であるが、出産に對する意慾はそれ程積極的であるとは云へない。 統計的にみて幾分行き詰りの傾向の窺はれる獨逸人口政策の局面打開の鍵は婚姻の奬勵よりもむしろ出産力の推進 泥等を考へ得るが、婚姻の増加が具體的にどうした事情に基いてゐるか、又出生の増加が此の婚姻の増加のみに原因してゐるの 之等の原因に對しては、一般的な條件としては第二次四ケ年計畫の進行に伴ふ失業の著しい減少、墺地利の合邦に伴ふ經濟的活 詳かでないけれども、結婚貸付金の貸付件敷が昨年十月迄の合計で前年同期に比し實に三割四分の増加を示してゐるのである。 速報された大都市の出生数も亦相當の増加を續けてゐる。單に出生のみならず、婚姻数も増加してゐるらしく、その計數はなほ 總敷(死塵を含む)は一、三七八千であつて前年に比し約七〇千の增加である(出塵率は一九・八見當となる)。本年に入つて (追記) 最近の報道は一九三八年以降の獨逸の出生數の再增加を傳へてゐる。一九三八年度の舊領土內(墺地利を除く)の出産 或は新しい出生力の増加を認めねばならないかと云ふ樣なことに就いては、なほ材料の出揃ふのを待つて考察してみる外は

附表 年齢及び男女別人口並に女子未婚人口

年齡及び男女別人口並に女子未婚人口。(單位千)

年 齢	19	10.12.1. (國勢語	関査)	1925.6.16. (國勢調査)			
-1- ⊠r	男	女	女子未婚者	男	女	女子未婚者	
15 — 20	2,789.	3 2,787.3	2,745,9	3, 285. 2	3, 257. 9	3, 219. 7	
20 - 25	2,481.	1 2, 485. 6	1,764.5	3,064.7	3,085.8	2, 323. 2	
25 - 30	2,259.4	2,273.6	740. 9	2, 467. 9	2,839.3	1,054.7	
30 - 35	2, 165. 1	2, 181. 8	393. 2	2,026.9	2, 552. 7	563, 5	
35 - 40	1,877.	1,894.3	258. 4	1, 964. 8	2, 318. 7	354. 3	
40 - 48	1, 624.	1,663.1	197. 6	1, 853. 4	2,054.1	249. 5	
45 50	1, 373. 0	1, 434. 1	156. 5	1,860.1	1,986.5	212.8	

æ	464	1933, 1	.1. (推	計)(1)	1937.1.1. (推 計)(2)			
年	齡	男	女	女子未婚者	男	女	女子未婚者	
15 —	20	2, 348	2,307	2, 262	2, 437	2,352	2,314	
20 —	25	3, 115	3, 106	2,334	2,661	2,634	1,759	
25	30	3,034	3,051	1, 220	3, 118	3, 118	1,023	
30 —	35	2,772	2,894	670	3,011	3,033	643	
35	40	2, 110	2,636	462	2,624	2,829	483	
40 —	45	1, 909	2,338	335	2,018	2,558	387	
45	50	1,816	2,093	248	1,873	2,272	291	

fr: 40.5	1938.1.1.(3)		1943.1.1.(4)		1948.1.1.(4)		1953.1.1.(4)	
年 齢	男	女	男	女	男	女	男	女
15 — 20	2,701	2,612	2,728	2,653	2, 459	2, 387		2,624
20 - 25	2,345	2, 312	2, 665	2,583	2,691	2,625	2,425	2,361
25 30	3, 108	3, 106	2, 310	2,282	2,626	2,549	2,651	2, 589
30 - 35	3,025	3,045	3,057	3,060	2, 270	2, 246	2,582	2,511
35 — 4 0	2,755	2,881	2,966	2,992	2,998	3,006	2,228	2,206
40 — 45	2,085	2,610	2,686	2,820	2,895	2,929	2, 924	2,941
45 — 50	1,867	2, 299	2,017	-	2,600		2,799	

註(1) 男子及び女子の敷 數字(同年六月十六日國 三年一二月三一日現在の てその出生年度は二年度 及び婚姻者の年齢は何れ は獨逸統計局發表一九三 齢各歳別に示さるゝを以 を加へたるもの。死亡者 死亡敷と未婚者婚姻敷と の數字に年度内の未婚者 子未婚者數は同じく年末 451/2, Volkszählung. ⊌ ಸೂರ° Statistik des る死亡を控除して算定せ 勢調査結果より年末に至 も死亡又は婚姻當時の年 亡數を加へたるもの。女 據る。) に同年度内の死 Deutschen Reichs, Bd

橋 論 叢 第四卷 第三

して開出生年度に切半せり。 に亙る。從つて之を出生年度別なる年末現在人口(年初及び年末に於ては出生年度別と年齡各歳別とは一致す)に加ふるに際 獨逸統計局の推計。Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich, 1937, S. 15. 但し本推計は五歳別なるも、第四表

- 定に就いては前註に同じ。一九三五年度以降に於ては凡てザール地方の人口を含む。 殆ど誤差なし。女子中未婚者の敷に就いても同様に三五年度の數字より死亡者と婚姻者を控除して算定したり。出生年度の假 三六年度の死亡敷を控除して三七年一月一日現在人口を推算せり。その結果を五歳別に整理して右統計局の推計に比較せるに の計算には各歳別推計人口を要するを以て、別に女子のみに就き一九三五年一月一日現在の統計局推計の数字より三五年废及
- (3) 獨逸統計局の推計。Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich, 1938, S. 20
- (4) 一九三八年一月一日現在の各歳別推計人口(獨逸統計局推計)と一九三二―三四年度獨逸國民死亡表(Stat. Jahrb. 1938, 9. 51.) によつて推算す。即ち一九三八年度の各歳別人口に ヒェ+5/ヒz を乘じて一九四三年度の人口、ヒェ+15/ヒz を乗じて一九四八 年の人口、イz+18/4zを乗じて一九五三年の人口となしたるものなり。